

平成 30 年第 2 回定例会

駿 東 伊 豆 消 防 組 合 議 会 会 議 録

平成 30 年 8 月 21 日

駿 東 伊 豆 消 防 組 合 議 会

平成30年第2回駿東伊豆消防組合議会定例会会議録目次

会 期 日 程	目 2
付議事件等一覧	目 3

[8月21日 (火)]

1 開会及び開議の宣告	3
2 会議録署名議員の指名	3
3 諸般の報告	4
4 会期の決定	4
5 報第1号から議第7号までの 5件一括上程、説明、質疑、討論、採決	5
6 消防行政に対する一般質問	18
7 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出	23
8 管理者挨拶	24
9 閉会の宣言	24

平成30年第2回駿東伊豆消防組合議会定例会会期日程

日数	月日	曜日	開議時刻	区分	内容
1	8月21日	火	午前11時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 諸般の報告 会期の決定 報第1号、認第1号、認第2号、議 第6号、議第7号の説明 質疑 討論 採決 消防行政に対する一般質問 議会運営委員会の閉会中の継続調査 閉会

付議事件等一覧

- 1 報第 1号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）
- 2 認第 1号 専決処分の報告及びその承認について（静岡県市町総合事務組合規約の一部変更の同意）
- 3 認第 2号 平成29年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算の認定について
- 4 議第 6号 駿東伊豆消防組合職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定について
- 5 議第 7号 平成30年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）について
- 6 議会運営委員会の閉会中の継続調査

平成30年第2回駿東伊豆消防組合議会定例会会議録

平成30年8月21日（火）午前11時 開会

於 議 場

○出席議員（18名）

1番	浅田良弘	2番	井川弘二郎
3番	高橋好彦	4番	秋山治美
5番	内山慎一	6番	杉山武司
7番	小澤隆	8番	深田昇
9番	山口嘉昭	10番	稲葉富士憲
11番	二藤武司	12番	米山祐和
13番	原喜久雄	14番	山田直志
15番	小長谷順二	16番	片岡章一
17番	渡邊博夫	18番	植松恭一

○欠席議員（なし）

○欠 員（なし）

○地方自治法第121条の規定による出席者

管理者	頼重秀一	副管理者	仁科喜世志
副管理者	小野達也	消防長	山中史隆
消防部長	山本竜也	警防部長	小森泉
総務課長	大村創一郎	予防課長	植田豊一
警防救急 課長	今井將一朗	通信指令 課長	岡本一

第一方面

本部長兼
沼津北
消防署長

山 本 道 雄

第二方面

本部長兼
田方中
消防署長

渡 辺 肇

第三方面

本部長兼
伊東消防
署 長

山 田 聖 二

清 水 町
消防署長

西 島 勇

東伊豆
消防署長

山 口 政 敏

田 方 北
消防署長

高 木 亮 司

田方南
消防署長

堀 江 育 夫

会 計 室 長

山 村 光 広

○議会事務担当職員

書 記 長 玉 川 稔

書 記 安 立 和 弘

書 記 廣 瀬 光 晴

書 記 草 場 大 介

書 記 渡 邊 光 隆

○議事日程

平成30年第2回駿東伊豆消防組合議会定例会議事日程

平成30年8月21日（火曜日） 午後11時 開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 諸般の報告
- 第3 会期の決定
- 第4 報第 1号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）
- 第5 認第 1号 専決処分の報告及びその承認について（静岡市町村総合事務組合規約の一部変更の同意）
- 第6 認第 2号 平成29年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算の認定について
- 第7 議第 6号 駿東伊豆消防組合職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定について
- 第8 議第 7号 平成30年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）について
- 第9 消防行政に対する一般質問
- 第10 議会運営委員会の閉会中の継続調査

○本日の会議に付した事件

日程のとおり

○会議

◎開会及び開議の宣告

○議長（植松恭一）

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は18人です。定数に達しておりますので、ただいまから平成30年第2回駿東伊豆消防組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（植松恭一）

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員を議長から指名いたします。

8番 深田昇議員、9番 山口嘉昭議員を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（植松恭一）

次に、日程第2 諸般の報告をいたします。

最初に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、駿東伊豆消防組合会計に係る平成30年1月から平成30年6月までの定例検査結果報告が監査委員から報告書として提出され、その写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、平成30年上半期の火災、救急、救助及び119番通報受信の概要をお手元に配付してございますので、御了承願います。

次に、議会運営委員会委員長から閉会中の継続調査につきまして申し出があり、その写しを議席に配付してございますので、あらかじめ御了承願います。

なお、本件につきましては、本日の議事日程に掲載してございますので、あわせて御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（植松恭一）

本日の議事日程は、お手元に配付してございますので、御了承願います。

◎会期の決定

○議長（植松恭一）

次に、日程第3 会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長の報告を願います。

議会運営委員会委員長 渡邊博夫議員。

○17番議員（渡邊博夫）

平成30年第2回定例会につきまして、議会運営委員会を本日午前10時から、植松恭一議長に御出席をいただき、委員全員の出席のもと開催をいたしました。その概要について御報告申し上げます。

今定例会に提出されます議案は、管理者提出議案が5件でございます。内容といたしましては、報第1号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）、認第1号 専決処分の報告及びその承認について（静岡県市町総合事務組合規約の

一部変更の同意)、認第2号 平成29年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算の認定について、議第6号 駿東伊豆消防組合職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定について、議第7号 平成30年度駿東伊豆消防組合会計補正予算(第1回)についてとなっております。

なお、議案質疑の通告につきましては、ございませんでした。

次に、消防行政に対する一般質問ですが、通告者は3人となっております。

最後の日程といたしまして、議会運営委員会の閉会中の継続調査について御審議をいただきます。

以上のことから、会期につきましては本日1日と決定をいたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長(植松恭一)

お諮りいたします。

本定例会の会期は、委員長報告のとおり本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は1日と決定いたしました。

◎報第1号から議第7号までの5件一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(植松恭一)

次に、日程第4 報第1号 専決処分の報告について(交通事故損害賠償額の決定)から日程第8 議第7号 平成30年度駿東伊豆消防組合会計補正予算(第1回)まで、以上5件を一括議題といたします。

この5件に対する当局の説明を求めます。

○管理者(頼重秀一)

今回提出しております議案につきましては、その概要を御説明申し上げます。

報第1号の案件につきましては、交通事故損害賠償額の決定の専決処分について、御報告するものであります。

次に、認第1号の案件につきましては、静岡県市町総合事務組合規約の一部変更の専決処分について御報告し、御承認をお願いするものであります。

次に、認第2号の案件につきましては、平成29年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算について、御認定をお願いするものであります。

次に、議第6号の案件につきましては、駿東伊豆消防組合職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定について、御議決をお願いするものであります。

次に、議第7号の案件につきましては、平成30年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）について、御議決をお願いするものであります。

各議案の概要につきましては、以上でございますが、細部につきましては、両部長から御説明いたしますので、よろしく御審議の上、御承認、御認定、御議決いただきますよう、お願い申し上げます。

○警防部長（小森 泉）

私からは、報第1号につきまして、提案理由の補足説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

初めに、報第1号 専決処分の報告についてでございます。

本案は、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、損害賠償の額について、専決処分いたしましたので、御報告するものであります。

内容といたしましては、議案書の3ページをお開きください。

本件は、平成30年1月27日、本組合職員の運転する公用車が沼津市大岡_____を後進走行中、損害賠償の相手方所有のコンクリート製溝蓋上を通過し、同溝蓋を損傷させた事故で、損害賠償額1万7,820円をもって示談が成立したため、本年4月26日付けで専決処分したものであります。

以上、管理者提出議案の報第1号の提案理由の補足説明を申し上げます。

○消防部長（山本竜也）

それでは、私から認第1号から議第7号までの提案理由の補足説明を申し上げます。

議案書の5ページからをお開きください。

認第1号 専決処分の報告及びその承認についてでございます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたため、静岡県市町総合事務組合の規約の変更について、本年6月13日付けで専決処分いたしましたので、御報告し、御承認をいただくものであります。

内容といたしましては、9ページをお開きください。

本件は、静岡県市町総合事務組合の構成団体の一つ、川根地区広域施設組合が解散したことにより、当該規約の別表第1及び第2中「、川根地区広域施設組合」を削除するものであります。

附則といたしまして、この規約は、静岡県知事の許可の日から施行することとなります。

次に、議案書の11ページをお開きください。

認第2号 平成29年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

初めに、議案を朗読いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成30年8月21日提出。駿東伊豆消防組合管理者、沼津市長 頼重秀一。

それでは、決算書の説明をいたします。

別冊となりますが、決算書の1ページ、2ページをお開きください。

平成29年度歳入歳出決算書。

歳入について、款、項、収入済額の順に御説明いたします。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、款項同額の55億6,711万4,000円。

2 款使用料及び手数料671万1,780円、1 項使用料96万 4,740円、2 項手数料 574万 7,040円。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金ゼロ。

4 款県支出金、1 項県補助金、款項同額の1,623万8,000円。

5 款財産収入450万3,080円、1 項財産運用収入10万 6,320円、2 項財産貸付収入439万6,760円。

6 款寄附金、1 項寄附金ゼロ。

7 款繰入金、1 項基金繰入金、款項同額の3,255万8,400円。

8 款繰越金、1 項繰越金、款項同額の1 億271万9,417円。

9 款諸収入1,597万1,931円、1 項預金利子41万 7,641円、2 項雑入1,555万4,290円。

10 款組合債、1 項組合債、款項同額の1 億 7,060万円。

収入合計は59億1,641万6,608円となりました。

次に、3ページ、4ページをお開きください。

歳出について、款、項、支出済額の順に御説明いたします。

1 款議会費、1 項議会費、款項同額の96万 9,080円。

2 款総務費1 億3,025万5,922円、1 項総務管理費1 億3,004万4,606円、2 項監査委員費21万 1,316円。

3 款消防費55億5,176万554円、1 項職員管理費48億4,464万6,323円、2 項消防管理費4 億4,139万8,885円、3 項消防施設費2 億6,571万5,346円。

4 款公債費、1 項公債費、款項同額の1 億1,997万6,893円。

5 款予備費、1 項予備費ゼロ。

歳出合計は58億296万2,449円。

歳入歳出差引残額は1 億1,345万4,159円となりました。

続きまして、5 ページ、6 ページをお開きください。

平成29年度歳入歳出決算事項別明細書の御説明をいたします。

歳入について。

1 款1 項1 目市町負担金、収入済額、款項目同額の55億6,711万4,000円、1 節共通経費負担金7 億2,504万4,000円、2 節個別経費負担金47億2,210万7,000円、各市町の共通経費・個別経費の負担金額は、備考欄に記載のとおりでございます。

なお、1 節共通経費負担金の予算現額と収入済額の差額1,072万3,000円につきましては、共通経費の負担割合に計算錯誤がございましたので、適正な処理を行い、構成市町に還付したものでございます。

3 節その他経費負担金1 億1,996万3,000円。これは、旧田方地区消防組合の庁舎建設費等の起債に係る負担金となります。

2 款使用料及び手数料、収入済額671万1,780円、2 款1 項1 目総務使用料、1 節施設目的外使用料、目節同額の96万4,740円、2 款2 項1 目消防手数料、1 節消防手数料、目節同額の574万7,040円。これは、手数料条例に基づくもので、危険物施設の許可及び完成検査等が341件、煙火の消費許可が74件あり、これらの手数料が主なものであります。

3 款1 項国庫補助金、1 目消防費補助金、1 節消防施設費補助金ゼロ。

7 ページ、8 ページにかけましての4 款1 項県補助金、1 目消防費補助金、1 節消防施設費補助金、目節同額の1,623万8,000円。

5 款財産収入、収入済額450万3,080円、5 款1 項1 目利子及び配当金、1 節利子及び配当金、目節同額の10万6,320円、5 款2 項1 目財産貸付収入、1 節建物貸付収入、目節同額の439万6,760円。これは、各庁舎に設置の自動販売機に係る収入が主なものであります。

6 款1 項1 目消防費寄附金、1 節一般寄附金ゼロ。

7 款1 項1 目基金繰入金、1 節基金繰入金、目節同額の3,255万8,400円。

8 款1 項1 目繰越金、1 節前年度繰越金、目節同額の1 億271万9,417円。

9 ページ、10ページにまいりまして、9 款諸収入、収入済額1,597万1,931円、9 款 1 項 1 目預金利子、1 節預金利子、目節同額の41万 7,641円、9 款 2 項 1 目雑入、1 節雑入、目節同額の1,555万4,290円。

10款 1 項 1 目組合債、1 節組合債、目節同額の1 億 7,060万円。これは、消防ポンプ自動車 2 台、水槽付消防ポンプ自動車 1 台及び高規格救急自動車 2 台等の購入に係る起債となります。

歳入の合計につきましては、59億1,641万6,608円となりました。

次に、11ページ、12ページをお開きください。

歳出について、御説明いたします。

1 款 1 項 1 目議会費、ここからは、別冊となりますが、平成29年度の主要な施策の成果と予算執行状況報告書、以降この資料は附属資料と申し上げますが、13ページからをあわせてお開きください。

議会運営事業は、組合議会を円滑に運営するための事業で、平成29年度は、定例会 2 回、臨時会 1 回及び議会運営委員会を 3 回開催し、決算額は96万 9,080円となりました。

附属資料は、15ページからをお開きください。

2 款 1 項 1 目組合管理費 1 億3,004万4,606円。組合管理事業は、本組合の職場環境を整備し、円滑に運営するための事業で、衛生委員会、職員採用試験、職員昇任試験、人事評価研修、財務会計・人事給与システムの保守、公会計の財務書類作成及び内部情報ネットワークシステム関係等のさまざまな事業を実施し、決算額は、2 款 1 項 1 目 1 節から18節までの合計2,721万8,869円となりました。

共同消防基金積立事業は、本組合を構成している市町が共同で負担する経費の平成28年度会計繰越金等を本組合基金条例の規定により、当該基金に積み立てる事業で、決算額は新規事業として3,689万1,643円となりました。

市町消防基金積立事業は、旧田方地区消防組合を構成していた市町が負担する経費の繰越金等を本組合田方消防基金に積み立てる事業で、決算額は2,739万6,697円となりました。

また、負担金返還事業は、沼津市、伊東市、東伊豆町及び清水町の個別経費の繰越金を返還する事業で、それぞれの返還額は、備考欄に記載のとおりでございます。

決算書の13ページ、14ページにかけて及び附属資料は19ページからをお開きください。

2 款 2 項 1 目監査委員費、監査委員事業は、本組合の監査・検査・審査を円滑に

運営するための事業で、2人の監査委員が選任されております。定期監査は11月に、定例検査を毎月1回、決算審査を7月に行い、決算額は21万1,316円となりました。

附属資料は21ページからをお開きください。

3款1項1目職員人件費47億5,265万7,126円。職員人件費は、各市町から派遣されている職員及び本組合職員の人件費を支給する事業で、各事業の決算額は、備考欄に記載のとおりでございます。

続きまして、附属資料は25ページからをお開きください。

3款1項2目職員管理費、職員管理事業は、消防職員の資質向上のため、教育訓練や研修派遣を行うとともに、本組合の服制規則に基づく被服の支給や職員の健康診断等の健康管理を行う事業で、決算額は231万7,765円増の9,198万9,197円となりました。

決算書の15ページ、16ページにかけて及び附属資料は29ページからをお開きください。

3款2項1目消防署所運営管理費、消防署所運営管理事業は、8つの事業に分かれております。本事業のうち、消防署所につきましては、各消防署所の円滑な運営を行うための事業で、臨時職員の雇用経費、車両等の燃料費、庁舎の光熱水費、通信運搬費等の経常的な経費が主なものであります。

消防本部運営管理事業は、消防本部の経常的な経費のほか、臨時職員の雇用経費、消防長会関係の負担金や会議等への出席に係る経費が主なものであります。

消防指令センター運営管理事業は、経常的な経費のほか、指令システムに係る通信料及びシステムのベースマップ用電子地図の使用料等の経費が主なものであります。

各事業の決算額は、備考欄に記載のとおりでございます。

なお、本事業の総決算額は、対前年度比9,315万5,483円増の2億7,871万4,713円で、増額の主な要因は、消防指令センターの指令・無線システムのメーカー保証期間が終了したことにより、新たに保守点検委託業務の契約を行ったことによるものです。

続きまして、附属資料は32ページからをお開きください。

3款2項2目警防管理費1億325万65円。本事業は、警防業務を円滑に行うための事業で、7つの事業に分かれております。

各消防署の警防管理事業は、各消防署所で管理する車両の任意保険料、自賠償保険料等が主な経費で、消防本部警防管理事業につきましては、組合全体の警防業務

を円滑に実施するため、はしご付消防自動車のオーバーホールに係る委託料を含めた、消防車両等の維持管理費、機械器具費及び臨時職員の雇用経費等が主な経費でございます。

緊急消防援助隊事業は、緊急消防援助隊の応援活動において、迅速かつ効果的な部隊運用を行うための事業で、実際の出動に要する経費と、そのために必要な資機材の整備及び訓練に要する経費となっております。

なお、平成29年度は、緊急消防援助隊の出動要請はありませんでした。また、各事業の決算額は、備考欄に記載のとおりでございます。

続きまして、決算書は17ページ、18ページにかけて及び附属資料は34ページからをお開きください。

3款2項3目救急管理費5,379万8,891円。救急管理事業は、救急業務を円滑に行うための事業で、4つの事業に分かれております。

各消防署所の救急管理事業は、臨時職員の雇用経費、感染性産業廃棄物処理の委託料及びAEDの賃借料が主な経費で、消防本部救急管理事業につきましては、消防全体の救急業務を円滑に実施するため、救急活動に必要な救急資器材等の整備及び救急救命士の病院実習等の負担金が主な経費となっております。

各事業の決算額は、備考欄に記載のとおりでございます。

附属資料は、36ページからをお開きください。

3款2項4目予防管理費563万5,216円。予防管理事業は、予防業務を円滑に実施するため、火災予防を啓発するポスターや住宅防火安全対策を推進するための各種リーフレットの作成経費、火災原因調査用カメラなどの備品購入費、臨時職員の雇用経費が主な経費でございます。

附属資料は、38ページからをお開きください。

3款3項1目消防庁舎整備費2,566万800円。本事業は、田方消防庁舎の機能を増強するための事業で、東日本大震災を教訓に、常に消防活動用燃料が確保できるよう田方南消防署に自家用給油取扱所を設置したものであります。

19ページ、20ページにかけて及び附属資料は40ページからをお開きください。

3款3項2目消防庁舎維持管理費5,039万5,546円。消防庁舎維持管理事業は、各消防署所の庁舎及び設備を適切に維持管理し、庁舎の長寿命化を進めるとともに、災害対応等の機能を維持するための事業で、8つの事業に分かれており、庁舎の修繕料、設備の点検・保守料及び庁舎の備品購入費等が主な経費で、各事業の決算額は、備考欄に記載のとおりでございます。

附属資料は、43ページからをお開きください。

3款3項3目車両資器材整備費、車両等整備事業は、あらゆる災害に即時対応し、住民の安全・安心を確保するため、車両等を計画的に増強、更新し、消防力の強化を図る事業で、災害時における救助技術の高度化を図るため、高度救助資機材一式を配備するとともに、車両更新計画に基づき、老朽化した消防ポンプ自動車2台、水槽付消防ポンプ自動車1台及び高規格救急自動車2台の更新を行い、決算額は、対前年度比1,699万7,160円増の1億8,965万9,000円となりました。

附属資料は、45ページからをお開きください。

4款1項1目元金、田方消防元金償還事業は、旧田方地区消防組合の庁舎、車両、消防救急デジタル無線及び消防指令センターの公債費の元金を償還するための事業で、決算額は1億1,075万1,948円となりました。

4款1項2目利子、利子償還事業は、本組合の車両及び資機材の公債費の利子及び田方消防元金償還に係る公債費の利子を償還するための事業で、それぞれの決算額は、利子償還事業1万4,590円、田方消防利子償還事業921万355円となりました。

なお、一時借入金利子償還事業は、起債納入前に支払請求が生じた場合の一時借入に対する利子を償還する事業で、平成29年度の執行はございませんでした。

続きまして、附属資料の46ページから47ページにかけましての地方債現在高の状況につきましては、平成29年度末現在高、旧田方地区消防組合分が13億 3,170万7,000円、本組合分が3億 1,650万円となっております。

5款予備費につきましては、支出はございませんでした。

支出の合計は、58億296万2,449円、不用額は1億2,616万1,551円となりました。

次に、決算書の21ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

1 歳入総額59億1,641万7,000円、2 歳出総額58億296万3,000円、3 歳入歳出差引額1億1,345万4,000円、4 翌年度への繰り越すべき財源はゼロ、5 実質収支額は1億1,345万4,000円、6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はゼロとなります。

次に、決算書の22ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。

1の公有財産でございますが、旧田方地区消防組合が所有していた消防施設8,397.88平方メートルが組合の財産となっております。他の建物等につきましては、構成市町から無償で借り受けているものであります。

2の物品でございますが、決算年度中に購入した物品や構成市町で起債の償還が終了した物品を増減し、決算年度末現在高となっております。

23ページにまいりまして、3の基金、共同消防基金でございますが、前年度末現在高ゼロ、決算年度中に前年度の決算剰余金を積み立て、決算年度末現在高 3,689万 1,643円となっております。田方消防基金につきましては、前年度末現在高 7,470万8,572円に対し、決算年度中に前年度の決算剰余金2,739万6,697円を積み立てました。また、田方南消防署の自家用給油取扱所の設置費用及び人件費の増加に伴い、基金から3,255万8,400円を取り崩したため、決算年度末現在高は6,954万 6,869円となっております。

以上が認第2号 平成29年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

議案書にお戻りいただきまして、13ページからをお開きください。

議第6号 駿東伊豆消防組合職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定についてでございます。

本案は、現在、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会の組織委員会に、沼津市から本組合に派遣されている職員1人と本組合職員1人の計2人の職員を研修派遣として派遣しています。このうち本組合の職員1人について、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律、以下、派遣法と申します、に基づき派遣するため、新たに条例を制定するものであります。これは、現在の派遣方法であります研修派遣では、派遣元で職員の給与等を全て支払わなければなりません。派遣法に基づく派遣につきましては、条例で定め、覚書を交わすことにより、派遣先の団体に手当等の支払いを求めることができるようになるため、制定することといたしました。

条文につきまして、御説明いたします。

第1条で、本条例の趣旨、第2条で、派遣することができる職員に関する事項、第3条で、派遣職員の職務への復帰に関する事項、第4条、第5条で、派遣職員の給与及び本組合の給与条例の特例に関する事項、第6条で、派遣職員の復帰時における処遇に関する事項、第7条で、派遣職員の派遣先における処遇状況等の報告に関する事項を定め、附則といたしまして、本条例は、平成30年9月1日から施行することといたします。

以上が議第6号 駿東伊豆消防組合職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定についてでございます。

続きまして、議案書の17ページからをお開きください。

議第7号 平成30年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）についてでございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億991万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億7,978万3,000円とするものであります。

18ページ、19ページの「第1表歳入歳出予算補正」につきましては、記載のとおりでございます。

補正予算の詳細につきましては、20ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

22ページ、23ページをお開きください。

1款1項1目市町負担金、2節個別経費負担金、説明欄2の伊東市から354万8,000円を減額し、市町負担金の総額を58億1,316万7,000円といたします。これは、昨年度、伊東市から派遣されていた再任用職員1人について、今年度も任期更新を見込んでおりましたが、任期更新をしなかったため、その1人分の人件費が不用となったものであります。

次に、5款1項2目、1節利子及び配当金、説明欄3の駿東伊豆消防組合伊東市消防基金利子に8,000円、4の駿東伊豆消防組合東伊豆町消防基金利子に3,000円の合計1万1,000円を追加し、利子及び配当金の総額を457万3,000円といたします。これは、今年度、伊東市及び東伊豆町において、個別経費剰余金を積み立てる目的でそれぞれ個別基金を設けたことから、基金積立後の運用益について、元加積立を行うため、今年度予算に計上するものであります。

次に、8款1項1目繰越金、1節前年度繰越金、説明欄1の共通経費分繰越金に3,567万9,000円、2の沼津市繰越金に4,466万4,000円、3の伊東市繰越金に754万円、4の田方繰越金に1,559万8,000円、5の東伊豆町繰越金に265万8,000円、6の清水町繰越金に730万9,000円の合計1億1,344万8,000円を追加し、繰越金の総額を1億1,345万4,000円といたします。これは、前年度予算の共通経費剰余金及び伊東市、田方、東伊豆町分は基金に積み立て、沼津市及び清水町分は返還するため、今年度予算に繰り越すものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

24ページ、25ページをお開きください。

2款1項1目組合管理費、23節償還金利子及び割引料、9の沼津市負担金返還事業に4,466万4,000円、12の清水町負担金返還事業に730万9,000円を追加し、25節積立金、3の共同消防基金積立事業に3,567万9,000円、5の伊東市消防基金積立事業に754万8,000円、6の田方消防基金積立事業に1,559万8,000円、7の東伊豆町消防基金積立事業に266万1,000円、合計1億1,345万9,000円を追加し、組合管理費の総額を1億4,292万8,000円といたします。

次に、3款1項1目職員管理費、2の伊東市派遣職員給与支給事業に係る2節給料を253万8,000円、3節職員手当等を50万9,000円、4節共済費を50万1,000円の合計354万8,000円を減額し、職員管理費の総額を58億6,714万8,000円といたします。

以上、管理者提出議案であります認第1号から議第7号までを一括して提案理由の補足説明を申し上げます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（植松恭一）

当局の説明が終わりました。

ここで平成29年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算につきまして、監査委員から審査の意見書が提出されておりますので、審査報告を求めます。

○11番議員（二藤武司）

では、私の方から決算審査の結果報告をさせていただきます。

平成29年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算審査の意見については、お配りしてあるとおりでございます。

地方自治法の規定により、審査に付された平成29年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算について、決算書及び関係帳簿、証票類の審査を平成30年7月18日に駿東伊豆消防本部にて、相原代表監査委員とともに実施をいたしました結果、決算計数はいずれも符合し、誤りのないことを確認いたしました。

平成29年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算において、歳入総額は59億1,641万6,608円、歳出総額は58億296万2,449円、歳入歳出差引額は1億1,345万4,159円でございます。

平成29年度の主な事業としては、田方消防庁舎整備事業において、田方南消防署に自家用給油取扱所を設置完了し、車両等整備事業においては、災害対策特殊消防ポンプ自動車2台を沼津北消防署及び沼津南消防署に、水槽付消防ポンプ自動車1台を伊東消防署八幡野分署に、高規格救急自動車2台を沼津南消防署及び田方南消防署に、合計5台の消防車両が更新されました。これにより住民に対する消防サービスの維持・向上が図られたと認識しております。

組合会計は、構成する市町から負担金、県の補助金など、運営経費の主財源は税金であることを改めて認識し、事業の執行に当たっては節約に努め、経費節減の努力を怠らないよう意見を述べさせていただきました。また、契約についてはさらなる工夫を検討するよう促し、今後一層の健全で良好な経営に努めていただきますようお願い申し上げます。

結びに、発足から2年間の執行実績を踏まえ、よりよい予算体型の構築を図り、不適切な経理処理の誘発を防止するように努めていただくとともに、地域住民の安心安全を確保するために、これからも消防組合の職員並びに関係各位が一丸となって御努力をいただきますようお願い申し上げまして、決算審査の報告とさせていただきます。

○議長（植松恭一）

これより、ただいま説明のありました各案件に対する質疑を伺うことといたします。

報第1号、認第1号、2号、議第6号、7号、以上5件に対する質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、質疑を終わりたいと思います。質疑を打ち切ります。

報第1号は、地方自治法第180条第2項の規定に基づく報告事項でありますので、報告があったことを御了承願います。

次に、認第1号、2号、議第6号、7号、以上4件に対する討論を伺うことにいたします。

最初に、認第1号に対する討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

認第1号 専決処分の報告及びその承認について、静岡県市町総合事務組合規約の一部変更の同意を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、認第1号は承認されました。

次に、認第2号に対する討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

認第2号 平成29年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、認第2号は認定されました。

次に、議第6号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第6号 駿東伊豆消防組合職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第6号は可決されました。

次に、議第7号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第7号 平成30年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第7号は可決されました。

◎消防行政に対する一般質問

○議長（植松恭一）

次に、日程第9 消防行政に対する一般質問を行います。

発言の通告がありますので、発言を許します。

14番 山田直志議員。

○14番議員（山田直志）

議長の許可をいただきましたので、消防行政について一般質問を行います。

私は、第3方面の課題についてという角度から質問をさせていただきます。

まず一点目に救急車の運用について、第3方面に配備されている救急車を他方面へ出動させることなく、第3方面でのみ運用することを基本とするような見直しができないかということをございます。

二つ目に、職員採用について、第3方面の職員は大半を第3方面地域から採用することを基本とすることができないかという点をございます。よろしく願いいたします。

○警防救急課長（今井将一郎）

第3方面の課題についてのうち、初めに、第3方面に配備された救急車は他の方面へ出動することなく、第3方面のみで運用することを基本とするよう見直しができないかについてお答えいたします。

本消防本部において119番通報等で救急要請を受信した場合、通信指令システムの経路探査により方面に捉われず、要請場所に最短時間で到着できる救急車を選択し出動しております。これは、火災等の発生時においても同様であり、できるだけ早く現場に到着し活動することが住民の安全安心につながることから、第3方面のみで救急車を運用することは考えておりません。

○総務課長（大村創一郎）

次に職員採用について、第3方面の職員は、大半を第3方面地域から採用することを基本とすることはできないかについてお答えいたします。

職員採用につきましては、火災を初め複雑多様化する災害から地域住民の生命・身体・財産を守るため、公正な採用試験を実施し、優秀な職員の採用に努めなければならないと考えております。また、公正な採用試験を行うためには、本人の持つ適正・能力以外のことを採用基準にしないことが基本となります。

このことから、出身地に捉われず幅広く職員の採用を行うため、平成30年第1回定例会時の消防行政に対する一般質問の答弁のとおり、市町枠を設けた職員採用は考えておりません。

○14番議員（山田直志）

一般論としては、誠にそうだというふうに思っております。ただね、私はこの間

の定例会の質問でもしているように、例えば昨年あったように、東伊豆地内で救急出動を要請しても、通常我々この組合を構成するときには、伊東の八幡野の分署から応援が駆けつけるんだと、こういう説明だった。しかし、去年あった事態のように、伊東の八幡野もだめだと。吉田もだめだから、宇佐美から来なければならない。1時間ぐらいかかっちゃうわけですよ。例えばこの6月の末にあった事案でも、朝の8時15分に救急を通報して、旦那さんが心臓の状況がよくないということから要請したと。実際のところ、やっぱり東伊豆の救急車が出ていて、八幡野がだめで、吉田から来るという状況がありました。

結果、この問題はどうかということ、変な話なんだけれども、ドクターヘリの方が早く着いちゃって、ドクターヘリの先生も自宅へ行って応急処置をして、その後、40分ぐらいたってから吉田から救急車が来るというような事態も起こったわけですよ。最終的に順天堂に運ばれて、2日後ぐらいに亡くなりましたけれども、そういう状況が多々、第3方面出ているんじゃないか。

先ほど言われたように、原則は最短の救急車を最短のところから指令をするというのは、原則そういう理念だと思うんです。しかし、第3方面の状況を考えると、伊東にある救急車が、やっぱり人口も多くて、田方や何かに出動する、そのことによって伊東市内、また東伊豆へ応援すべき救急車というのは空白地帯が起きるわけですよ。通常でも管内に3次救急の医療機関がありませんから、順天堂へ運んだりすれば、1時間半や2時間の、やっぱりこの空白というものが生じるんですよ。そこに加えて、やっぱり住民票のない方々もいらっしゃる。また、観光地としてのお客さんもいらっしゃる。

そういう中で、今回の主要な成果の概要を見ましても、人口は全体の約19%ぐらいの伊東・東伊豆の第3方面で、今回の救急出動の中では28%ぐらい、救急出動が増加しているわけですよ。これはやっぱりね、観光客の問題もあれば、地域エリア内の高齢化とかが進んでいるというような状況があるわけですよ。だから、物理的な条件もあるんだけど、やっぱりこの高齢化や産業構造を考えた社会的な条件を考慮しなければならないし、さらにさっき言うように第3次の医療機関がないというアクセス格差の問題もね、第3方面というのは私はあるんじゃないかと。そういうことをトータルして、第3方面での救急車の運用というものを考えていただかないと、理念だけでは立ち行かないんだというふうに私は非常に感じております。

こういう点はぜひですね、理念はいいんだけど、実態の運用として、やっぱり増加をしているし、支援の体制が薄くなっていないのか、この辺はぜひ検証して

いただいて、今後のやつに生かしていただきたいと思います。

職員の問題はね、なぜまた再三このこと質問するかというと、やっぱり東日本の災害を通じて、合併をした市町、また病院等では、担当の職員等が現場に駆けつけられないというような事態があったというような報道もございました。原則的に優秀な職員が警察のように官舎があってそれぞれの市町に常駐していればこういう質問をしなくて済むんです。しかし、消防組合の中で、消防隊員は沼津やそれぞれの地域にいらっしゃる。しかし、第3方面の中にはそういう方々が少なければ、災害が起きたときに対処される職員というものは本当に限られてくるんじゃないか。こういう不安をですね、今回、西日本の災害を通じて、私ども目にしていただいているわけですね。このことを考えていただくと、採用、配置のあり方というものも考えなければいけないと思います。

逆な面から考えると、今、沼津や何かから東伊豆消防署、伊東へ来ている方々、伊東から沼津の方へ行く、東伊豆から沼津の方、職員の負担もやっぱり相当ですよ。3交代の中で1時間半から2時間かけて車で通うというふうな形が基本にあるかと思うんですね。職員の負担だって、やっぱり大変な状況があると思います。出動で大変疲れたときは、やっぱりどこかにホテルをとって、仮眠してから帰ってくるというようなことも多々あるようですし、こういう職員の負担という点からも、今後のやっぱり配置のあり方やいろんな採用のあり方というのを私は考えられていかないと、成り立っていかないんじゃないかな。

そういう点をぜひ、理念は理念でいいんです。しかし、実態というものをやっぱりしっかり見て、その点をすり合わせるような検証作業を進めていただきたいと思います。その点は要望させていただきます。

○議長（植松恭一）

要望でよろしいですか。

○14番議員（山田直志）

はい、いいです。

○議長（植松恭一）

では、答えの方は求めないということで、わかりました。

以上で、山田直志議員の一般質問は終了いたしました。

次に、4番 秋山治美議員。

○4番議員（秋山治美）

議長の許可をいただきましたので、さきに通告してございます広域化から2年が

経過した中で、消防隊及び救急隊の現状について質問をさせていただきます。

まず、消防隊についてであります。広域化、これをする前の状況では、各市町に消防本部があったわけであり、それぞれの消防本部の長い歴史の中では、消防隊の消火活動に対する方針であるとか方法について、多少の違いがあったものと思われる。消防隊自身、目指す方向は同じだとしても、さまざまな状況の中では違いがあったものと私は考えておりますが、広域化をしまして、一つの消防本部となり2年が経過したわけであり、このような違いに対してどのように対応したのか、まず伺いたいと思います。

また、旧消防本部の消防隊が一つの事案に対して合同で消火活動等を行うこともあろうかと思いますが、消防隊が円滑に活動をするために、どのような対応をしていたのか、これらをお伺いいたします。

次に、救急隊についてであります。駿東伊豆消防組合では多くの救急車を運用していることと思います。この救急隊についても、消防隊と同じく、旧消防本部の長い歴史のある中で活動されてきたわけであり、これらを踏まえ、現状とそれぞれの救急隊の活動に違いがあるのか、これらもあわせてお伺いをいたします。

○警防救急課長（今井将一朗）

広域化から2年が経過した中で、消防隊及び救急隊の現状についてのうち、まず一つ目の旧消防本部での歴史がある中で、それぞれの消防隊として消火活動に対する方法や方針に多少の違いがあったと思われるが、広域から2年が経過した中でどのような対応をしたのかについてお答えいたします。

消火活動に対する活動方針については、旧消防本部においても人命救助最優先であることに違いはありませんが、旧消防本部の規模により1事案に対し出動する消防車両及び人員数が異なるため、部隊運用に差異がありました。このため、各方面に指揮隊を設置し、部隊運用の統一を図っております。また、昨年度から消火隊に必要とされる安全確実に迅速な消火活動技術の習得を目的とした警防技術指導会を実施し、各消火隊の実践的な活動能力の向上を図っているところであります。

次に、旧消防本部の消防隊が一つの事案に対し合同で活動することがあると思うが、円滑に対応するためにどのような対応をしたのかについてお答えいたします。

旧消防本部の消防隊が合同で消火活動を円滑に実施するためには、部隊運用を統一する必要があることから、指揮隊を中心とする実践的な合同訓練等を定期的に行うことにより、署所間及び方面間の連携強化を図っているところであります。

次に、本消防組合では多くの救急車を運用しているものと認識しているが、それぞれの救急隊の活動に違いはあるのかについてお答えいたします。

本消防本部では現在19台の救急車を運用しておりますが、救急隊の活動は救急業務に係る法令、本組合の救急業務実施規程、静岡県メディカルコントロール協議会が定めるプロトコール等に基づき実施しておりますことから、救急隊の活動の違いはございません。

○議長（植松恭一）

以上で、秋山治美議員の一般質問が終了いたしました。

次に、16番 片岡章一議員。

○16番議員（片岡章一）

通告に基づき一般質問させていただきます。

先月発生した平成30年7月豪雨では、死者・行方不明者を200人以上も出す被害を発生させたほか、台風12号はこれまでにない経路をたどり、被害を発生させるなど、異常気象を思わせる災害が続いております。とりわけ今年の夏は、去年と比較しても非常に暑い日が続き、連日、テレビや新聞などで全国各地の最高気温が更新されたとの報道とともに、熱中症に関する報道がなされ、全国的に見ても熱中症に対する注目度の高さが伺えます。

そこで、駿東伊豆消防組合管内における熱中症の発生件数及び同管内における熱中症発生に係る年齢別等の状況について伺います。

○警防救急課長（今井将一郎）

駿東伊豆消防本部管内における熱中症の発生状況等について、初めに、管内における熱中症発生件数についてお答えいたします。

熱中症発生件数は、管内全体で8月20日現在、対前年比145件増の301件でありました。また、構成市町別の熱中症発生件数は、同じく8月20日現在、沼津市は対前年比81件増の143件、伊東市は14件増の39件、伊豆市は15件増の34件、伊豆の国市は20件増の43件、東伊豆町は3件減の4件、函南町は14件増の21件、清水町は4件増の17件でありました。

次に、熱中症発生の年齢別等の状況であります。全301件のうち65歳以上が152件で全体の50%を占めており、以下、18歳以上65歳未満が96件で32%、18歳未満が53件で18%となり、高齢者の搬送件数が最も多い結果となりました。また、傷病程度別では、軽症が171件で57%、中等症は112件で37%、重症は18件で6%でありました。

○16番議員（片岡章一）

ただいま御答弁いただいたわけでございますけれども、ただいまの警防救急課長の答弁で、昨年と比較して熱中症の発生件数が大幅に増加していることがわかりました。

そこで、質問いたしますが、増加している熱中症の予防について、消防としてどのような取り組みを実施しているのか伺います。

○警防救急課長（今井将一郎）

熱中症予防について、消防としてどのような取り組みを実施しているかについてお答えいたします。

本消防本部の取り組みといたしましては、ホームページの新着情報に、管内における月別の熱中症発生状況や環境省作成の熱中症予防と処置についてのリーフレットを掲載し、熱中症に対する注意喚起を行っております。また、地域のFM局やケーブルテレビの番組に職員が出演し、救急車の適正利用とあわせ熱中症の予防対策について住民の皆様にご周知を図っているところであります。

○議長（植松恭一）

以上で、片岡章一議員の一般質問は終了いたしました。

これで消防行政に対する一般質問を終わります。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出

○議長（植松恭一）

次に、日程第10 議会運営委員会の閉会中の継続調査につきましてお諮りいたします。

会議規則第14条第2項により、次回会議日程等について、議会運営委員会委員長から閉会中の継続調査としたいとの申し出がありましたので、閉会中の継続調査として、議会運営委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎管理者挨拶

○議長（植松恭一）

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

ここで管理者から挨拶を行いたい旨の申し出がありますので、これを許可します。

○管理者（頼重秀一）

発言のお許しを賜りましたので、一言御挨拶申し上げさせていただきます。

本日は、平成30年度の第2回駿東伊豆消防組合議会定例会を開催させていただきましたところ、大変長時間にわたりまして、さまざまな議案に関しまして慎重審議いただきましたことを心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

また、皆様方の御尽力のおかげをもちまして、本組合も3年目を迎えることができました。この点に関しましても、これまでの御尽力に対し心より感謝と敬意を表するものでございます。

今後におきましても、管内の消防行政、こちらの方がさらに発展するよう、皆様方の御指導、御鞭撻を賜りたいと思っておりますので、ぜひともよろしく願いいたします。また、そのためにも、ぜひとも今後とも皆様におかれましては御健勝にて御活躍されますことを心より御祈念させていただきます。大変簡単ではございますが、管理者としての御挨拶にかえさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（植松恭一）

これをもって、平成30年第2回駿東伊豆消防組合議会定例会を閉会いたします。
御苦労さまでした。

午後0時10分 閉会

○地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

平成30年8月21日

議 長 植 松 恭 一

議 員 深 田 昇

議 員 山 口 嘉 昭